

電気料金プラン約款

トクトクタイムプラン（昼トク）

トクトクタイムプラン（昼トク）C

2025 年 12 月 1 日実施

東邦瓦斯株式会社

目次

1	実施期日	1
2	定義	1
3	需給契約の申し込み	2
4	契約種別	2
	(1) トクトクタイムプラン（昼トク）	2
	イ 適用条件	2
	ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数	3
	ハ 契約電流	3
	ニ 電気料金	3
	(2) トクトクタイムプラン（昼トク）C	5
	イ 適用条件	5
	ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数	5
	ハ 契約容量	5
	ニ 電気料金	6
5	日割計算	7
6	承諾の限界	7
7	電気料金プラン約款の変更および廃止	7
8	その他	8
	別紙	9
	1 燃料費調整	9
	2 再生可能エネルギー発電促進賦課金	10
	3 契約容量の算定方法	11

電気料金プラン約款【トクトクタイムプラン（昼トク）】【トクトクタイムプラン（昼トク）C】（以下、「電気料金プラン約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（低圧）（以下、「電気需給約款」といいます。）にもとづき、お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、電気料金プラン約款に定める基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

電気料金プラン約款は、2025 年 12 月 1 日より実施いたします。

2 定義

次の用語は、電気料金プラン約款において、それぞれ次の意味で使用し、その他の用語については、電気需給約款に規定するところによります。

(1) 季節区分

季節区分は、以下のとおりといたします。

イ 春季

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間および翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間をいいます。

ロ 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ハ 秋季

毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

ニ 冬季

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。)をいいます。

(2) 時間帯区分

時間帯区分は、以下のとおりといたします。

イ デイタイム

夏季および冬季における(3)(土日祝日等)に定める日以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

ロ リビングタイム

夏季および冬季における(3)(土日祝日等)に定める日以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ハ ホームタイム

夏季および冬季における(3)(土日祝日等)に定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ハ ナイトタイム

デイトタイム、リビングタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。

(3) 土日祝日等

土日祝日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

(4) 貿易統計

関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。

(5) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(6) 昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器

昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器とは、ヒートポンプを利用して主にデイトタイムに蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き上げる機能を有する機器をいいます。

(7) 定置用蓄電池

定置用蓄電池とは、蓄電機能を持ち、お客さまの需要場所の屋内配線と、原則として直接接続されている機器をいいます。

(8) 電気自動車

電気自動車とは、お客さまの需要場所で充電した電気を使用し走行する自動車（二輪車を除きます。）をいいます。

3 需給契約の申し込み

電気料金プラン約款は、原則として、電気需給約款6（需給契約の申し込み）（1）ロに定める方法により、申し込みをしていただきます。

4 契約種別

(1) トクトクタイムプラン（昼トク）

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。

- (イ) 契約電流が60アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。
- (ハ) 昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器に該当する小型機器、定置用蓄電池に該当する小型機器または電気自動車に該当する小型機器等の機器を使用することにより、リビングタイムまたはナイトタイムから主としてデイトimeへ負荷移行が可能な需要であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。
- (ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を

下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

- b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て）

$$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	1,738 円 44 銭
-----------------------	--------------

- (ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

- a デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金を、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金をそれぞれ適用いたします。

	春季および 秋季料金	夏季および 冬季料金
1 キロワット時につき	16 円 32 銭	18 円 40 銭

- b リビングタイム

リビングタイムの使用電力量のうち、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金を、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金をそれぞれ適用いたします。

	春季および 秋季料金	夏季および 冬季料金
1 キロワット時につき	27 円 75 銭	28 円 52 銭

- c ホームタイム

1 キロワット時につき	25 円 49 銭
-------------	-----------

d ナイトタイム

1 キロワット時につき	26 円 55 銭
-------------	-----------

(2) トクトクタイムプラン（昼トク）C

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。

- (イ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。
- (ハ) 昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器に該当する小型機器、定置用蓄電池に該当する小型機器または電気自動車に該当する小型機器等の機器を使用することにより、リビングタイムまたはナイトタイムから主としてデイトimeへ負荷移行が可能な需要であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

- (イ) 契約容量は、別紙3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとしします。

なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、

当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。

- (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て）} \\ & = \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,738 円 44 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭

(ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

a デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

	春季および 秋季料金	夏季および 冬季料金
1 キロワット時につき	16 円 32 銭	18 円 40 銭

b リビングタイム

リビングタイムの使用電力量のうち、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

	春季および 秋季料金	夏季および 冬季料金
1 キロワット時につき	27 円 75 銭	28 円 52 銭

c ホームタイム

1 キロワット時につき	25 円 49 銭
-------------	-----------

d ナイトタイム

1 キロワット時につき	26 円 55 銭
-------------	-----------

5 日割計算

電気需給約款 14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間が 1 か月に満たない場合は、次のとおり基本料金の日割計算をいたします。なお、次の算定式に適応する日割計算対象日数には、契約開始日および契約終了日を含みます。

1か月の基本料金 × （日割計算対象日数/該当月の日数）
端数は、小数点以下第3位で切り捨ていたします。

6 承諾の限界

当社は、以下に定める場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

- (1) この電気料金プラン約款にもとづいて契約をされたお客さまで、電気需給約款7（需給契約の成立および契約期間）(3)にもとづき定められた契約期間の満了前に当社との需給契約が終了したお客さまが、同一需要場所で、この電気料金プラン約款による需給契約の申し込みをされ、その電気需給約款10（需給の開始）(1)にもとづき定められた需給開始予定日が過去の需給契約の終了日から起算して1年に満たない場合
- (2) この電気料金プラン約款にもとづいて契約をされたお客さまで、他の電気料金プラン約款へ変更したお客さまが、同一需要場所で、この電気料金プラン約款への変更の申し込みをされ、その適用開始の希望日が過去の他の電気料金プラン約款への変更の日から起算して1年に満たない場合

7 電気料金プラン約款の変更および廃止

- (1) 当社は、電気料金プラン約款を変更する場合には、電気需給約款2（本約款等の変更）を適用いたします。この場合、電気需給約款2（本約款等の変更）において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。

- (2) 当社は、電気料金プラン約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載いたします。
- (3) 電気料金プラン約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（本約款等の変更）(1)および(2)を適用いたします。この場合、電気需給約款2（本約款等の変更）(1)および(2)において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。
- (4) 消費税法および地方税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、電気料金プラン約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の本約款によります。

8 その他

- (1) 昼間沸上げ型家庭用ヒートポンプ給湯器および定置型蓄電池に該当する小型機器を取り替えまたは取り外される場合、および電気自動車に該当する小型機器の使用を中止される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (2) 当社が必要とする場合は、ヒートポンプ給湯器、定置型蓄電池および電気自動車に該当する小型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該小型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

別 紙

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円以上の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月1日から4月30日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭3厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第

36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の使用分から翌年3月の使用分に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までとします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 契約容量の算定方法

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定いたします。

供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。